

令和元年6月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年6月10日(月)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	令和元年6月10日(月) 午前 9時02分
閉 会 日 時	令和元年6月10日(月) 午後 4時01分
委 員 長	市ノ川 徳 宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳 宏
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	阿 部 慎 也      田 中 克 美      秋 谷      修 川 崎 葉 子
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	竹 田 悦 子      諏 訪 三 津 枝
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 4 7 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 4 8 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 4 9 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	大 塚 泰 史
都市建設部副部長	三 村 正
都市計画課長	島 村 信 行
都市計画課副参事	堀 岳 夫
建築住宅課長	関 口 敬 一
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶
都市建設部参事兼市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長	中 越 好 康
都市建設部参事兼道路課長	中 根 治 人
道路課副参事	大 堀 勝 彦
下水道課長	山 崎 眞 也
下水道課副参事	原 口 登志美
都市建設部参事兼水道課長	矢 部 正 樹
水道課副参事	原 口 均
都市建設部参与兼産業団地プロジェクト	福 田 順 一
産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎 徹
吹上支所長	瀬 山 慎 二
川里支所長	関 根 和 俊

書 記 小野田 直 人

書 記 中 島 達 也

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。  
委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と田中克美委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第47号 市道の路線の廃止について、議案第48号 市道の路線の認定について、議案第49号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りをいたします。初めに、議案第47号及び議案第48号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察をいたします。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法で異議はありますか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定をいたします。

初めに、議案第47号及び議案第48号について、一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第47号及び議案第48号は、市道の路線の廃止及び認定について議決を求めるものでございます。関連がありますので、一括してご説明申し上げます。なお、内容につきましては、廃止1路線、認定8路線でございます。初めに、議案第47号 市道の路線の廃止1路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。図面ナンバー1の市道廃止図をごらんください。市道C-167号線でございますが、起点を鴻巣市大間字原762番1地先とし、終点を鴻巣市大間字原757番1地先とします。幅員1.82メートルから3メートル、延長155.46メートルの路

線でございます。

以上、1路線につきましては、開発事業により認定を廃止するものです。

続きまして、議案第48号 市道の路線の認定8路線についてご説明いたします。図面ナンバー2の市道認定図をごらんください。図面中央左下の市道358号線でございますが、起点を鴻巣市大間字原763番1地先とし、終点を鴻巣市大間字原762番10地先とします。幅員1.82メートルから1.83メートル、延長27.95メートルの路線でございます。

続きまして、図面中央左下の市道359号線でございますが、起点を鴻巣市大間字原762番12地先とし、終点を鴻巣市大間字原762番9地先とします。幅員5メートル、延長28.06メートルの路線でございます。

続きまして、図面中央の市道C-360号線でございますが、起点を鴻巣市大間字原761番13地先とし、終点を鴻巣市大間字原764番13地先とします。幅員5メートル、延長91.84メートルの路線でございます。

続きまして、図面中央右上の市道C-361号線でございますが、起点を鴻巣市大間字原757番1地先とし、終点を鴻巣市大間字原761番16地先とします。幅員1.82メートルから1.93メートル、延長117.8メートルの路線でございます。

認定図内の4路線のうち、市道C-358号線及び市道C-361号線の2路線につきましては、C-167号線の廃止に伴い、同路線の一部を再認定するもので、市道C-359号線及び市道C-360号線の2路線につきましては、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

次に、図面ナンバー3の市道認定図をごらんください。市道K-244号線でございますが、起点を鴻巣市天神3丁目728番15地先とし、終点を鴻巣市天神3丁目728番6地先とします。幅員4.5メートル、延長75.05メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

次に、図面ナンバー4の市道認定図をごらんください。市道吹1127号線でございますが、起点を鴻巣市袋字道上189番1地先とし、終点を鴻

巢市袋字道上208番6地先とします。幅員5.5メートル、延長52.86メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

次に、図面ナンバー5の市道認定図をごらんください。市道川1284号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字柿木2946番3地先とし、終点を鴻巣市屈巢字柿木2930番4地先とします。幅員5メートル、延長111.02メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

次に、図面ナンバー6の市道認定図をごらんください。市道川3198号線でございますが、起点を鴻巣市関新田字一番179番1地先とし、終点を鴻巣市関新田字一番180番2地先とします。幅員4メートル、延長10.61メートルの路線で、建築行為に伴う道路要件を満たしている道路を認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりましたので、これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時10分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第47号及び議案第48号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) では、議案第48号について幾つか質問をいたします。

現地視察をさせていただきました。その中で、鴻巣市関新田のところでありましたけれども、説明のところではこの道路につきまして、申請者からの寄附により道路を認定したというような説明があったかと思えますけれども、このことについてもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 申請者が払い下げも含め検討した結果、

寄附を選択したものでございます。道路課のというか、こちら市のほうからも払い下げの提案もいたしました。その中から申請者が検討して選択し、建築計画が今回の方法、寄附採納という形になりました。以上でございます。

（川崎）その前提になるかと思うのですけれども、そもそもこの道路というのが法定外道路であったというふうに認識しているのですけれども、ほかにも2項道路とか、また赤道とか存在するわけなのですが、それぞれの道路についてこのようなものなのだと、この道路の内容についてそれぞれ示していただきたいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）法定外道路につきましては、建築基準法による42条に当てはまらない道路ということなのですけれども、法定外道路と2項道路に関しましてはこの後ちよつと建築住宅課長のほうから説明させていただきますけれども、赤道について私のほうからご説明させていただきます。

赤道というのは、公図上で地番が記載されていない土地、無籍地の一つで、道路であった土地をいいます。古くから道路として利用された土地のうち、道路法の道路で敷地とされずに、そのまま残った土地がこれに該当し、もともとは国有地でした。現在は国から譲与を受け、市が管理する土地になります。かつて登記所に備えつけられた公図に赤色で着色されていたことから、赤道や赤線と呼ばれております。以上です。

（建築住宅課長）それでは、法外道路と2項道路については建築住宅課のほうから説明させていただきます。

まず、建築基準法で建築物の敷地は道路に2メートル以上接しなければいけないというふうに規定されておりました。この道路について建築基準法第42条で規定をされています。まず、前提としまして、4メートル以上であることというのがあります。そのほかに幾つかの基準があるので、まず1つとして道路法の道路であることということで、これが市道として認定されれば道路法の道路ということで、建築基準法上の道路。それと、あとは都市計画法ですとか、市街

地整備法とかによって定められた道路ということですので、今回開発の道路が現時点では都市計画法の道路ということで、この建築基準法第42条の道路に該当しています。この42条に該当しない道路を法外道路とか、法定外道路というふうに呼んでおります。

2項道路につきましては、この建築基準法第42条の第2項に定められていることから、一般的に2項道路というふうに言われているのですが、これは法の規定が適用された時点で既に建築物が建ち並んでいる1.8メートルから4メートル未満の道路ということで、それを市が指定しているというものが2項道路と。この場合には、中心から2メートル下がったところを道路境界線とみなすというふうにされておりますので、よく中心後退2メートルと言われているのがこれに当たります。以上です。

(川崎) それでは、さまざま法定外道路、またいわゆる2項道路、また赤道についてご説明をいただきましたけれども、その建築をしましょうというときにそれぞれの手続が異なってくるかと思いますが、それぞれ法定外道路の場合、また2項道路の場合、赤道の場合の建築に至るまでの手続について伺います。

(建築住宅課長) 先ほども申し上げたとおり、建築基準法で道路に2メートル以上接していないと建築物はつくれないという、これが原則になっておりますので、敷地の前の道路、前面道路が建築基準法の道路でなく法外道路であれば、それは43条のただし書きがあって、別の許可をとったり、市の認定とか、そういった別途する特別な申請をしていただくこととなります。この42条の道路に面していれば、道路については特に問題ないですから、それで普通に建築確認ができます。2項道路に接している場合には、先ほど申し上げたとおり、中心から2メートル下がるということですから、中心から2メートル下がった線を道路境界線として敷地を設定していただいて建築確認を出すということになります。

(ちょっと休憩してもらっていいですか  
の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 0 6 分)



(開議 午後 1 時 0 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建築住宅課長) 赤道の場合には、この赤道というのは建築基準法の法外の道路ということになりますので、これだけに面している土地に家を建てようということになりますと、今回のように道路を、道路というか、自分の敷地の一部を寄附していただいて、道路認定を受けて、42条の1項1号の道路にするとか、またはその赤道部分を払い下げを受けて、その前の道路に接するように敷地の形状を変えとかいうような手続が必要になります。

(川崎) では、今ご説明いただきまして、今回の道路に関しましては、48号のこの関新田の道路につきましては赤道であったということでございますけれども、こうした例……今回は払い下げという形ではなかったわけなのですけれども、大体この払い下げも含めてこのように建築を申請をするというのはどのぐらいの例があるのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 例というか、地区によって結構こういう場合が多い、特に川里地区なんかはこのようなものが多いと見受けられます。

以上です。

(川崎) では、寄附採納で広がった道路というのは、件数まではわからないということでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 件数まではちょっと現在のところ把握しておりません。

以上です。

(秋谷) 今の川崎委員と同じところの市道川3198号線についてですけれども、今後市道の認定がされたことによって市の管理というものはどのようにするのでしょうか。というのは、現状で既に私的にもう利用されているような状態ですから、逆に言うとしつかりと管理して、



ここはもう市のものですよと、明確にここに面している方々にも納得してこの部分は通常的には使えない状態ですよということがわかってもらえないと、これはある意味ほかの方々からしてみると勝手に市の道路を個人的に使わせてもらえているような、そういうような状態に見受けられてしまうので、そういったところの対応というのはどのようにされるのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長)今のところでは、例えばですけれども、側溝を入れたりですとか、舗装を4メートル全部やりかえるですとか、そういったことは考えていないところです。現状のままという形になるかと思います。また、市道であるので、全部舗装しろだとかいう要望が来た際には、特別……要望の優先度合いというのは一番低い部類のものであると考えています。

以上です。

(秋谷)お伺いしたいのは、今現在の状態で既に市の財産をその人単独がもう利用してしまっているような状態なわけでしょう、現状が。仮にこれ市道の認定をしても、そのような環境はまるで変わらないのだけれども、市として市の財産をどう管理するのかというところを聞いているのです。どう管理するのかというのは、ある一個人のためだけの市のこの道路ではないわけだから。幾らこの方々の土地を有効に活用するためというための道路だとしても、その人のため、その人が勝手に使っていい道路ではない。だから、そういったところをしっかりとこの方々にご理解いただく。例えばお客さんが来たときにここを駐車スペースとして使うのはもうだめなのですよ。そういうことですよ、単純に言ったら。だから、その部分をどのようにするのですかということなのです。今回のその申請者というのかな、その方に対して。市の土地に勝手にお客さんの駐車場でも自分の駐車場でも何でもいいや、物置でも何でもいいや、一時的な物置でも。市の財産。幾らそちらの方が固定資産税を納めているのだからって、この部分は納めていないのだから、勝手に使えないではないですか。だから、そういったところをどうするのですかということをお伺いしたい

のだけれども。

( 暫時の声あり )

( 委員長 ) 暫時休憩します。

( 休憩 午後 1 時 1 3 分 )



( 開議 午後 1 時 1 3 分 )

( 委員長 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

( 都市建設部参事兼道路課長 ) 今委員さんのおっしゃられた、危惧されていることが起き得る場合について、個人にそういったことがないようにですとか、そういったことを周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

( 田中 ) この地図の廃止と認定がまずこれ、大間、原、Lになっているやつが廃止ということで、同じ色になっている、同じ色でもらったやつがなっているので、認定はこっちの太いほうだけなのですか。ちょっとこれ説明がよくわからなかったのだけれども。

( 一遍全部廃止するの声あり )

( 田中 ) でも、Lだけでしょう、廃止は。

( 都市建設部参事兼道路課長 ) Lの部分は、一度廃止しまして、その部分を再認定するものでございます。太くなっている部分は、開発により帰属いただいたものでございますので、赤くなった部分が今回の認定ということになります。

以上です。

( 田中 ) この太いほうのところは当然利用価値があると思うのですが、細いところの前のところの廃止して認定したこの細いLの部分というのは、一応市のほうで管理するのだろうけれども、使い勝手というのは別にはないのですか。要するに通るだけ。下水が入っていたとは思うのですけれども。

( 都市建設部参事兼道路課長 ) 再認定する場所にとりあえず下水のほうは入っていないものです。

(田中) この認定した、たしか下水が、マンホールがあったような気がするのですよ。これの細いやつ。

(細いの声あり)

(田中) 細いところに。だから、利用する何かがあるのかどうか。

(都市建設部参事兼道路課長) Lの長い部分の分断、C-360号線ができたことによって分断されまして、その下の短い部分のほうには下水道が入ってあるため……入っております。それで、このLのほうのやつは、もともとがC-167号線ということで、それをまた新たに再認定するというものでございます。

以上です。

(田中) 済みません、ちょっとくどいように申しわけないのですがけれども、最近まちづくり来ていなかったもので見分けがつかなかったのですけれども、さっきのこれでいくとC-650号ですよ。650ではなくて、652のほうだったかな。この細いほうのところにマンホールがあったような気がするのですよ。それで、この道のところに番地でいくと763-1に家があって、そこのうちはこの下のほうの762-4のほうから入ってきて、車を入れられるようになっていたと思うのです、これね。奈良さんといううちがあるとかって言うところなのだけれども、だからこの辺の、この地図だけ見ると全然車なんか通れない、1間道路ぐらいのところよりももっと狭く地図では見えるのだけれども、車を入れていたとは思っているので、車庫があるのだから、だから通れるとは思うのですよ、普通車が。だから、その辺の、これは現道があるところだからこういうふうにしてあるのだらうけれども、要するにここのこの議案に関するところはまるっきりこのLのところとこれが新しく開発で採納されたところだと思っただけけれども、この道にもこちら辺にもたしかマンホールがあったと思うのですよ。だから、新しいところは、この新しい家の当然マンホールぶたと何かほかにもあったのですよね。水道か何か。弁がある。何とか弁があるとかと書いていたので。だからその辺の兼ね合いがこの古いところも何か使う予定、何か予定があるのかどうか、それともまるっきりこのままの細いまま

でただ再認定しているのかというところなのですけれども。こっちで言っていることがちょっとわからないですか。済みません。

(都市建設部参事兼道路課長) とりあえず今のまま使うという形になります。それで、そこがLになっている、最初の起点から最初の曲がり角までのところは2項道路で、そこから下が法定外のいわゆる道路になるのですけれども、法定外の道路のほうも4メートルになれば家が建つという形になります。

以上です。

(田中) 今現在この763-1のほうの家が建っているうちは、この認定された道ではなくて、こっちの法定外だと言っている下のほうの細いほうの道で家を建てたのかどうかという。

(753-1はこっちで………の声あり)

(田中) だけど、これは新しくできたうちだという話だから。前からあったうちはこっち。前からあったやつ。

(あったやつはの声あり)

(田中) うん。その隣だったっけ、前からあったうちは。

(奈良さんちだねの声あり)

(田中) 奈良さんちは前からあったうちだね。

(前からありますの声あり)

(田中) こっちの下の細いほうの道で建っているということですよ。昔からあったのだから。

(うん、そうですの声あり)

(田中) わかりました、済みません。家が1軒違うのね。済みません。

(はいの声あり)

(田中) はい、わかりました。済みません。

(ちょっと………くださいね。どっちが正しいわからんからの声あり)

(田中) 数字がね。今私もちょっと混乱していて、この地図とこっちの地図、前にもらったやつ、議案書のほうのとこの新しく色がついたほうのとその数字の番号が微妙にちょっと違うので。

(全然違うの声あり)

(田中) ちょっと理解ができなかった部分があるのですけれども、こっちか655、54、52になっていて、こちらは三百幾つになっているのですよ。  
(何事か声あり)

(田中) だから、ちょっと、だけど同じところだとは思っているので、質問をしていたのですけれども。

(何事か声あり)

(田中) ということは、これも違っているのね。六百幾つになっているのだけれども。物は同じですよ。私がとんちんかんなことを言っているわけではないよね。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時23分)

◇

(開議 午後1時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き再開いたします。

(資料を差しかえてもう一回させねえと。  
番号が違っているわけだからの声あり)

(委員長) 済みません。失礼しました。中根課長さん、何か持ってくる……

(はい、今持ってきますの声あり)

(委員長) 少々お待ちください。

(何事か声あり)

(委員長) では、よろしいですか。

(暫時休憩だよの声あり)

(委員長) 済みません、暫時休憩です。

(休憩 午後1時26分)

◇

(開議 午後1時28分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
田中委員、もう一度よろしいですか。今の質問を。

(田中) それでは、質問いたします。

48だったかな、48号の廃止の、認廃の道路に関して、新たに認定されている部分ですが、それらについて、その道についてはどのように利用するのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 廃止いたしますC-167号線イコール認定されるC-361号線プラスC-358号線ということになるのですけれども、利用についてなのですけれども、L形になって、長いほうの一番下の、分断されて下のほうなのですけれども、C-358号線につきましては、現在先ほど委員さんがおっしゃられたとおりマンホールが入って、下水の汚水が入っております。そういった利用があります。それを除いたC-361号線につきましては、起点から最初の曲がり角までが2項道路になります。そこから下が法定外の道路になるわけですが、法定外の道路のほうも4メートルに拡幅すれば家は建つという形になります。利用ができるということになります。

以上でございます。

(田中) この番地だと思うのですが、764-3のうちは前からあったうちだと思うのですが、それはどのように道路認定を受けて家が建ったのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) もう古くから建っていらっしゃると思うのですけれども、これはその下の道というのですか、そこに接道しているので家が建ったという形、既存の道路ですか、既存の道路からとっているという形になります。今回の開発の区域からは離れているものでございます。

以上です。

(阿部) 最初に質問のあったいわゆる川3198号線なのですけれども、これについては市が認定したということで、本来は払い下げをしてももらえないかという話だったということなのだけれども、払い下げした場合のあの辺の評価というのはどのぐらいの金額なの。それは、払い下げしないから、出してないわけだね。出してないね。

(出ていないですの声あり)

(阿部) こういうふうには認定するというと、当然相手方は市が管理してくれるものなりというふうには認識すると思うのだけれども、その場合、先ほど現地でお伺いしたところによると、これは一切市としては要するに補修もしなければ何もしませんよというようなことをおっしゃった。だとすれば、相手もそれで納得しているのだろうけれども、今後もそういうことがあり得る可能性があるわけで、その場合には一つのやはり条件というのかな、そういったものを明確にうたっておく必要があるのではないのかなと思うのだけれども、その辺についてはどうだろう。

(都市建設部参事兼道路課長) 現在明確には何もしていないと思います。しておりません。それで、管理の中で何かしてくれといった場合も恐らく舗装してくれだとか、そういった場合でも優先順位は低いであるだろうと思います。そんな中で、今後……ちょっと済みません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 3 4 分)



(開議 午後 1 時 3 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) 明確には、現在そういった文言ですか、注意事項とかは記載しておりませんが、今後については文言等も含め、またちょっと調整しながら、そういった方向で検討させていただきたいと思います。考えます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第47号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、まずちょっと基本的なところをお聞きしたいと思います。

今回の街区公園ということでございますけれども、当然公園の中には街区公園、近隣公園、総合公園が鴻巣市の中にあると思います。当然ながら、公園という名前がつくからには公の方が利用するところであり、全ての人が利用できるわけですが、その中でもそれぞれの性質があるかと思しますので、まずは街区公園、近隣公園、総合公園、それぞれの目的、位置づけ、内容についてお伺いをいたします。

(都市計画課長) それでは、お答えいたします。

街区公園といいますのは、主として街区内、近隣の方が利用に供する目的でつくる公園で、標準的なものは0.25ヘクタールというふうにな



ってございます。平成15年の都市計画法の改正によりまして、それまでは誘致距離というのがございました。ただ、これの誘致距離というのが廃止をされました。しかしながら、公園を計画するに当たってはある程度やっぱりどの程度の距離の方が使われるかということで、設計とか、そういう組むときにどうしても必要な部分がございますので、いわゆる標準的な誘致距離として参考としては数値は使っておりません。街区公園の場合につきましては、大体250メートルぐらいの範囲というふうに、ですから両端250ですので、直径ですと500メートルになるわけですが、半径250メートルというふうになってございます。続きまして、近隣公園のほうですが、近隣公園はそれよりも大きく、街区公園よりもちょっと大き目なところで、先ほどの標準面積が一応2ヘクタールを標準としてございます。やはり同じように参考として誘致距離を使っているのですけれども、それは半径500メートルというふうになってございます。

最後になりますが、総合公園につきましては誘致距離ではなくて、市民の方、住民の方が休憩だとか観賞とか、散歩とか遊戯とか、あと鴻巣の場合には運動公園があります。それも総合公園になるのですけれども、いわゆる総合的に皆さんに、市民の方に使っていただくということで、一応規模としては大体10ヘクタールから一応50ヘクタール、こういうものを標準としております。市内の中でも一応そういうような、ただ0.25ヘクタールに満たない公園って街区公園っていっぱいあるので、一応標準的な面積としてはこういうような形で、一応条例にも明記してございますが、誘致距離については何度もお話ししますように法令上は今廃止されていますので、あくまで参考として利用しているにとどまっております。

以上です。

(川崎) 今大体の内容についてはわかりました。

数なので、この鴻巣市内において街区公園、近隣公園、総合公園が幾つあるのか、出ますか。

(都市計画課長) お答えします。

市内には都市公園としては176ございまして、街区公園は143、それから近隣公園は6、それから総合公園が2つございます。

以上です。

(川崎) そうしますと、当然街区公園が圧倒的に多いわけなのですがけれども、今回の東口駅通りのこの街区公園につきましてはすぐ近くにエルミパークがあります。このエルミパークも街区公園の一つであろうかと思えますけれども、近いということもありまして、その比較を少ししていきたいと思っております。まず、公園整備なのですが、駅通り地区街区公園につきましては5,463万4,000円という予算が計上されております。エルミパークにつきましてのこの工事費、またこのエルミパークをつくった経緯というのでしょうか、コンセプトについてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) エルミパークにつきまして、まず整備の事業費、整備費につきましては、当時約2,590万円でございます。それと当時のエルミパークにつきましては、A地区再開発事業の事業地内ということで、事業的には緑地という都市計画決定の中で、緑地ということで再開発事業では進めていました。その後市のほうでエルミパーク公園整備ということで設計を行いまして、工事を行ったと。そのときの設計のコンセプトとしまして、季節感を楽しみながら語らえるなごみの空間というようなコンセプトで、現在見てもらったとおり緑が多く、遊歩道とか散策路ですか、そういった形の設計というか、施工となっております。

(川崎) 街区公園ということでよろしいですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) エルミパークも街区公園でございます。

(川崎) そうしますと、幾つかまたお聞きしたいのですがけれども、それぞれの条例があるわけなのですがけれども、と申しますのは街区公園、今エルミパークが近いので、エルミパークについておよそ聞きましてけれども、それぞれ公園をつくるに当たりまして、今回このような駅通り地区の街区の公園ということで設計図を示されたわけなのです。

が、こうした街区公園についての設計図というものが、どうなのでしょうか、これまで全部示されてきたものなのかどうかなのですけれども、設計に至るまで、今回ワークショップを開きながら皆さんの声を聞いて、その範囲的にもですか、参考の誘致の距離ということでもございましょうけれども、約250メートル範囲ぐらい、直径でいうと500メートル範囲の方たちが主に利用するというようなコンセプトでつくってきた、ワークショップを開きながらその皆さんの声をいただきながらこうして議案に資料として示されているわけです。エルミパークにつきましても、最初は緑地ということでありましたけれども、再開発に伴ってまた皆さんのお声を聞くに当たりまして、今ご存じのとおり緑の豊かな散策ができるような街区公園として今なっております。ところが、街区公園というのは今お聞きしますと143カ所あるのですね。この143カ所の街区公園、もちろん小さなものからもう少し大きなものまであるかと思えますけれども、こうしたものの設計、整備に至るまでどのような手続というのでしょうか、そういうのを踏んでこの街区公園というのが成り立っているのかお聞きしたいのです。設計図も含めてですよ。

（都市計画課長）全体のお話ですね。街区公園といいましても、先ほど0.25ヘクタールというお話、いわゆる2,500平米というお話を差し上げたのですが、実際開発指導要綱によりますと3,000平米の開発をした場合には公園をというふうな形になってございます。このように街区公園というのは100平米から、2,500平米というのもそんなに数があるではないので、街区公園につきましても特に近隣の方にお聞きをするとか、そういうところまでは至っておりません。なお、上谷総合公園であるとか、川里中央公園とか、あと今度大間近隣公園という、近隣公園レベルになりますといわゆる地域ではない方も当然来られる方もいらっしゃるし、市民の方でも利用される、当然運動施設とか等もございまして、これはちょっと幅広くご意見を伺っているわけなのですけれども、街区公園のほうにつきましてもそこまで近隣の方、特に開発のいわゆる業者さんが建て売り等をつくる場合とかの公園につ

いては、協議は公園担当としていろいろ遊戯施設だとか、あとは車どめだとか、そういうものはちょっと協議をさせていただきますけれども、ごく一般の方についてはそこまではおろしておりません。ある一定の規模のではやっているというのが現状でございます。

以上です。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）具体的に今回の街区公園の整備とエルミパークの整備ということでお答えします。

エルミパークのほうは、先ほど申し上げたとおり、先にA地区の再開発事業で緑地、その後公園ということでものづくり大学の協力、官学連携ということで設計を行いまして、先ほど申し上げましたようなコンセプトで当時つくりました。今回の街区公園につきましては、駅通り地区の再開発事業の中で当然あそこの立地性というのが今のエルミパークと違う場所ということで、画地のところもエルミパークは1,600、今回の街区公園のところは1,822ということで、200ぐらいちょっと違うのですけれども、画地がどちらかというエルミパークは細長く、こちらのほうは正形、そういったところで広い面的なものが確保できて、駅前を中心市街地ということで当初から申し上げたとおり防災機能としての空地で使えないかという目的と、あとイベント、中山道を基軸としたイベントとか、立地性を考慮して通常もイベント等ができれば、そういったイベント広場ということで併用して設けた公園にしたほうがということで、当初あわせて計画、今しているところでございます。

以上です。

（川崎）そうしたら、今ご説明の中で防災機能、またあるいはイベントというお話が出ました。ですので、聞きますと街区公園というのはおおむねその近隣の方たちが集って、またあるいは開発事業に伴ってつくってという内容はよくわかるのですけれども、場所柄、一等地にもあるということで、この駅通り地区街区公園につきましてはちょっとそうした街区公園と性質が異なるような気がいたします。そこで、本会議でも多くのご意見が出されたわけなのですけれども、私はこの

街区公園の中でも特に際立った特徴というのは、普通の街区公園にはなかなかない、イベント、またあるいは防災機能を兼ね備えたという点があります。この防災機能を兼ね合わせたというところでお聞きをしたいのですが、たまたま私住んでいるところの地元で大間4丁目公園というのがあります。非常に小規模な街区公園というふうに認められているかどうか、街区公園なのでしょう、その小さな、小さな公園でございますけれども、一時避難所、一時集合場所という、こちらのほうの防災計画では一時集合場所というふうになってはいますが、同じ意味です。一時避難所と一時集合場所というのは。その場所にもなっており、また防災倉庫があります。防災機能をそういう意味では小さな公園であったとしても兼ね備えているというふうに言えます。翻って、この駅通り地区街区公園を見てみますと、防災機能を兼ね合わせているというお話がございましたけれども、この公園の中のどこにその防災機能を兼ね合わせているものがあるのか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今回の街区公園を設計する基本設計の段階で、各部署、地元ワークショップ等と協議をしてきたという話の中で、防災担当の話の中でまず防災倉庫につきましては、防災倉庫の位置づけとしまして設置したとしてもその近隣の方が使える防災倉庫ではない。緊急避難所としてこちらでいうと近くの小学校、小学校等で使う施設、防災用具を仮にスペースがあって公園に置いておく場合はあるけれども、ここに仮に置いたとしてもその地域の方が使うような防災倉庫の設置という考え方はないというふうなお話がありました。それで、今後なのですけれども、地域防災ということで地元で防災組織が今多分ないと思うのですけれども、そういった防災組織があった場合はその防災組織のほうで近くの公園に置くような計画の中で置かれている地元の防災倉庫という位置づけになります。今回の街区公園の中の防災倉庫ということは、そういった検討の中で設置はしないというふうな経緯がございます。

あと防災用具につきましても、最終的には鴻巣市の地域防災計画上の一時集合場所ということで位置づけをしております。一時集合場所と

というのは、近くの避難所、指定避難所ですか、に行くまでに一回集まって、そこからということなので、現在のところ防災計画上は、そこで炊き出しとか、そういったことをするような位置づけではないということで、結果的には災害時のトイレとか、そういったかまどベンチとかの設置は今回しておりません。こちらの公園。

以上です。

(川崎) 防災機能を兼ね備えた公園であるということをございましたので、どこにその防災機能があるのかということでお伺いをいたしました。防災倉庫がない理由についてはわかりました。自主防災組織がないからであるということ、確かに地元の大間4丁目公園につきましては自主防災組織がありますので、それをつくったということで、その経緯の違いはわかります。また、指定避難所までも割と近いので、そこは一時集合場所<sup>いっとき</sup>という機能はわかりますけれども、一時集合場所<sup>いっとき</sup>というのは防災機能ではないのです、集合場所ですから。だから、それは当てはまらないのだろうというふうに思うのです。かまどベンチもないということをございました。ですので、この中のどれが防災機能なのかということをお聞きしているのです。要するに集合場所<sup>いっとき</sup>というのは防災機能ではないのです。集合する場所ですから。ですので、この中のどの機能がということをお聞きしているのです。例えばLEDライト、今回埋め込み式でというお話がございました。280個というお話でしたでしょうか。100。

(何事か声あり)

(川崎) ごめんなさい、120個。120個のLED。これは太陽光、蓄電池型ということだったので、停電の際には光るのだろうということで、私はこのLEDの埋め込み型がひょっとしたらその防災機能ということになっているのかなというふうに私なりには感じたのですけれども、どうもちょっとそういうご説明でもありませんでした。こううたうからには、コンセプトとしてうたうからには、そのコンセプトと内容が連動していなくてはいけないわけですね。そこで防災機能というのはこの中のどれなのかお示しく下さいということで申し上げていま

す。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）その機能の個々の施設というのが先ほど申し上げたように、具体的な部分では設置というのがここではあらかわしていないのですけれども、イベント広場のこの空間、こちらの空間があることによってこれだけの駅前を中心市街地の商業の密集地の中で、こういった広いところがとれるというところが防災機能ということで、空間を考えております。

（川崎）では、その空間が一番の防災機能なのだというお答えでございました。それはそれで了解いたしますけれども、私先ほど申し上げましたLEDの埋め込み型のこのライトにつきましてはどのような機能なのか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）イベント広場のこの図でいくと点の部分ということですが、昼間の太陽光で蓄電しまして、夜間点灯するというような内容でございます。先ほど委員さんのおっしゃったように、太陽電池の蓄電なので、仮に災害のとき、確かに停電等あった場合は当然自律で点灯するという部分もでございます。目的としましては、足元の照明ということで、平面に対してそういった照明の役割と、あともう一つは駅前の公園ということで景観も入っております。

以上です。

（川崎）では、これでちょっと一回締めくくりたいと思うのですが、エルミパークでひところ問題になりましたのが、そこがバイクや何かのたまり場になっておりまして、近隣からも大変な苦情がありました。そういうことで経緯となって防犯カメラを設置したのは市のほうで設置したというふうに記憶しております。こうした防犯の面、やはりそうしたたまり場になるのではないかとか、そうしたいろいろな懸念があるわけですが、この防犯面でいっての今のエルミパークの状況とあわせて、こちらの懸念についてどのようにそこについては配慮をしていくのか、ありますか。

（都市計画課長）エルミパークの状況のほうを、では都市計画課のほう

うから説明させていただきます。

委員さんのおっしゃるとおり、バイクが結構エルミパークの裏というか、エルミの裏からというところでありまして、当時出入り口につきまして3方向ありました中で、どうしてもチェーンでとめていた現状がございました。ただ、そうしますと車椅子の方とか、そういう方が出入りできないということもございまして、今現在はイベントという、ちょっと高くなっている広場があるのですけれども、そののこのところについては日中はあけておりまして、夜間はチェーンを閉めてございます。また、JRの高崎線等、いろいろ駅のほうですと青いライト、これが抑制力、抑止力、いわゆる赤だと高揚してしまうのですけれども、ブルーな気持ちではないのですけれども、そういう形で少し心理的な面からしてということで、青いライト、照明、それをつけております。最近バイクの方とか、バイクの方というか、バイクの乗り入れは聞いてはいないですが、一応そういう抑制力のあるライトであるとか、いわゆるチェーンをかけて鍵を締めたりとか、そういうことをしているのがエルミの現状でございます。

以上です。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）続きまして、街区公園の今回の公園の防犯的な話ということで、今回の公園の駅通り側ですか、こちらのほうはなるべく高木を植えないで、外から見えるようなつくりとなっております。それと、防犯カメラの設置につきましては、公園のほうでも個人情報等ありますので、公園内に設置してあるところはないという状況です。ただ、今自治振興課のほうで駅前に防犯カメラを検討しているという情報がありますので、そちらのほうと連動して、公園ずばりではないのですけれども、例えば中山道の交差点を映したり、駅通りを映す防犯カメラを設置して、中で公園も幾らか映るような位置で設置のお願いをしているところでございます。そういった協議は行っております。

以上です。

（川崎）今防犯カメラにつきましてはエルミパークの中につけたとい



うことではなくて、そうした騒ぎがあったので、その周辺に防犯カメラを市費でつけたという経緯があったということでご紹介をいたしました。そうしますと、そのようにいろいろワークショップを繰り返しながらやってきたということでございますけれども、単純に比較できないかもしれませんが、エルミパークの工事費の約倍ぐらいになっているというわけですね、今回。面積もほぼ似通っている中で。整備の仕方は違うのでしょうか。倍もするののかということでもちょっと私は感じたのですけれども、こうした内容について、こうした金額について、どうなのでしょうね、どうお考えですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）エルミパーク、先ほど申し上げたとおり、事業費が約2,590万。今回補正を5,400に対しまして、当初予算が1億ですので、1億5,400という事業費も今の予算計画でございます。トイレがエルミパークはなくて、今回のほうは街区公園でありますけれども、それにおいても平面だけの公園においても確かにエルミパークと比べると倍以上当然して、何が理由かって、時期的な単価等の話もありますし、あとは平面が広い部分を車とかお祭りとかイベントの話があるのですけれども、かたい舗装にしたという、そこら辺、あとはその舗装といっても平板なのですけれども、車が乗り入れられるような平板で、景観もよくするというののエルミの、広場の部分の舗装関係というか路面関係、そういったところがちょっとふえている、割高なのかなという部分と、あとちょっと段差がありまして、エルミパークは平面だったのですけれども、少し中山道から徐々に駅のほうへ下がっている状況なので、駅通りと宮本通線のほうには少し段差を設けると、そういった工事も必要になってくると。具体的にこれとこれというのはちょっと申し上げられないのですけれども、割高な部分ということではそういったことが考えられるかなということでございます。

以上です。

（秋谷）東口駅通り地区の市街地再開発事業の中の、この資料の1の公園整備の中で、水景遊具というのかな、噴水デッキと書いてあるの

ですけれども、これはどんなのをお考えなのだろうか。というのは、水を流すというか、水を使う設備というものは市内でいうと例えば上谷の総合公園であるとか、あとは川里でいうとお風呂とか図書館のある、あそこのところの水を流すものがある、あとはすぐそのクレアのところにもあるのだけれども、確かに夏場は子どもたちがいろいろ過ごすにはいいところなのだけれども、管理が大変なので、どういったものを考えているのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）当初ワークショップのほうでもともこの地域に井戸があったということで、井戸を利用した水辺等ができないかという検討がありまして、水景施設というか水辺、ただ維持管理上、今委員さんのおっしゃったとおり、水質の管理というのが大変必要になってくるという状況の中で、そういった循環式の施設だとかなり維持管理がかかるという判断で、ただやはり今暑い夏場のことも考慮して、今直圧の水圧で噴水が時間で制限できる、あとは夏場とか時期も制限できてタイマーでできるような、あと制御装置で水が高くなったり低くなったりするような景観、お子様なんか、小さいお子様になると思うのですけれども、が遊べるような施設ということで、ちょっと白黒で見づらいのですけれども、水景施設のところの円の、丸い円が、真ん中に黒い部分と右側に3つ、左側に1つ、こちらのところがはだしで歩けるようなゴムチップの床にしまして、その中央あたりから今言った噴水が定期的に出るというような仕組みの水景施設を計画しております。

以上です。

（秋谷）ちなみに、その設備単独で費用的なものというのはどれくらいかかるのだろうか。あとは、水が自分の今の聞いている話だと、ただ単に水がびよっと、こう高さとか時間とかでコントロールされながらぱっと出て、その飛んだ水自体はその公園に流されたままの状態、ただその部分の逆に水が常にかかっている部分の耐水性というのかな、機能の維持性能の基幹的なものというのはどういうものが充てられるのだろうか。いろんなことをやっていろいろ工夫してもらうのはいい

いけれども、長きにわたってやるものだから、余りに維持コストがかかるのは、街区公園というのはほかのエリアにもいっぱいあるのだけれども、逆に言うとほかのエリアの街区公園にはそんなに突っ込んでいないのですよ。物もお金も。だから、そのあたりとの比較というものも考えた中でどんな、要はそうやって長期間耐用年数のあるものをちゃんと使えるのだろうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 水景施設の単価というか、これの総額ですか、この部分の、については本議会のほうでもまだ発注前ということで、できればお答えちょっと差し控えさせていただきたいという部分があるのですけれども、その維持管理、まず排水、今下に円があるところ、こちらの下に、出た水の排水機能が下に入っています。ですから、その円の中で排水ができる容量の排水機能を持たせておりますので、ほかの平面のほうには行かないような設計にはなっております。耐用年数につきましては、通常の遊具としまして、恐らく10年ぐらいだと思うのですけれども、これ確認しないとちょっと、具体的に何年というのはちょっと差し控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

(秋谷) では、水景遊具についてはいいや。

あと、次が小型遊具のスプリング遊具というのかな、これはどういったものなのだろうな。一番重要なのは安全性と耐久性。まず、事故が起こったら困るから。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) スプリング遊具につきましては、散策路の円の右側に1基ございます。こちらにつきましては、小さいお子様向けの、例えば馬みたいな形で揺らして乗れるような遊具を考えております。

以上です。

(秋谷) 次が同じ公園の中で、植樹のところだな。何本樹木を植えるのかちょっと定かではないけれども、市全体で例えば植樹したのものに対しての維持管理の費用というのは結構ばかにならないものがあるだ

ろうと思うのです。もちろん高木のほうがいい部分もあれば、中低木というのかな、そういうものの場合もいいところもあるし、あとこのエリアはどうしても駅周辺に集まる、ムクドリが集まる場所に逆になりかねないところでもあるので、どういったものを植樹するのが要は一番ベストなのだろう。例えば維持管理の部分とそういった鳥害対策とか、維持管理を全部含めた上でどういったものをお考えなのか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）植樹につきましては、ちょっと見づらかったのですけれども、この平面で丸のついているところが一応植樹ということで表記しております。それで、主に中山道側と手前につきましては街路樹系ということのイメージです。それで、この奥のほうにつきましては、憩いができるということで、落葉樹も含めた高木を検討しているところでございます。四季折々が感じられるような植樹をしたいというのが奥で、手前とか中山道側につきましては一応街路樹的な高木を植えていきたいというような考えでございます。

（秋谷）何を植えるかというのは私も樹木の専門家ではないからわからないけれども、要は一番、さっきから繰り返しになるけれども、維持管理の点でも、あるいは鳥害対策というか、そういった点においても、例えば高いところになった場合というのはこれは維持管理費は高木を使えば高くなるね。落葉樹を使えば当然その周辺に落ち葉が落ちて、周りの周辺住民の方々からいろいろのお話がまた出てきてしまうわね。余り高木とか落葉樹というのはベターな選択でないように思えるのですよ。低中木ぐらいであれば比較的その管理もしやすいし、あるいはムクドリにしたって余り人に近いところになればそんなに、集まりづらいいからいいだろうと思うのだけれども、憩いの森というその考え方がイコール何でもかんでも、理想はもちろん理想としてあるのはいいのだけれども、一時避難所、集合場所の話ではないけれども、この一瞬で済むものではないではないですか。つくったら何十年も何十年も維持管理をして、毎年毎年四季折々の対応をして、何かあったら全部それに市で持つ公園だったならば全部対応しなければならないので、そういった今までの過去の反省であるとか経験の事例を全部詰め

込んだ上でやってもらいたいのですよ。どうなのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）高木と申し上げたのですけれども、中高木という計画の中で、具体的に高木の中で鳥害対策で苦慮しているような高木は植えないというか、植栽しない計画ではあるのですけれども、やはり景観とか考慮しながら、落葉樹の中でも将来大きくなって、本当に落ち葉対策が大変というのも考慮して当然植栽というか、高木、中木の選定をしたいと思います。

（秋谷）あと、次がここイベント広場的なご利用をされるということなのだけでも、エルミパークのほうか、当初は向こうのほうもイベント的な要素というものを考えた上でつくったのだよね。ただ、開設して間もなくイベントをやると近隣住民の方から音がうるさいと言って、もうあそこではイベントをやれなかった。いつとき商工まつりをあそこで分離開催でやったときは音も何にも流せなくてどうしようもない、お客さんも来やしない。それで、結局あそこではもう何もやらなくなった。さて、こちらのイベント広場のほうでどんなイベントをやるのだから、この中では夏祭りだの何だのという話があるけれども、ちなみにこのマンション住民にはみんなそういったことを了解得ているのかな。そういったことまで了解得た上でなければイベント広場なんて名前つけないほうがいいよ。どうせまたクレーム来るのだから。そのあたりはちゃんと対応できているのかしら。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）この一体の計画の中で公園が設置されるということは、今回販売するに当たっての説明の中には当然入っております。こういったイベント広場の部分というのは、まだ一般の方というか、このイメージ図につきましては当然議会が初めてということで、今回お示ししたところです。ただ、当初地元中心のワークショップの中では、そういった利用も考えられた公園ということで提案がされております。当然その権利者の方々、組合の方々も入っている中で、参加組合員、業者さんもいる中でそういう提案がされたと認識しておりますので、そこの新しく入ってこられる住民の方から、苦情ではないのですけれども、そういった意見は出ないと考えておりま

す。

（秋谷）では、エルミパークのときはどうだったのかな。あの公園をつくるときにも権利者の方々入っていたのではない。そういった中で、使い道を考えてああいう構造にして、ではイベントやってみたといったら実際音が出て、周辺からクレームが出ているのではないかな。それで、やらなくなってしまったでしょう、現実問題。逆に言うと、ではそういう段取りを踏んだのだから、では住民から今度クレームが出ても、いや、ちゃんとこういう手続踏んだ公園ですから、音は出させてもらいますと言えるのかしら。市が意地張れるかい。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）エルミパークのときの経緯というのが今言ったように事業内では緑地という中で、その後に公園整備したという認識なのですけれども、今言った近隣住民の部分なのですけれども、実際エリア内の方が確かにご理解したとしても、その近隣の方、そこまでの確かに説明というか、そういったところについての説明が不足していたかどうかというところになると思うのですけれども、今の現状でいいますと、こちらの公園の周りにつきましてはああいった商業地域ということで、民家の割と少ないところかなと認識しております、近隣につきましては。ですから、当然市のイベント等の、中山道とか大きなイベントは当然当初から行っておりますし、そこが今後そのイベントの内容の精査も当然管理上、公園の担当としてはやっていくと思うのですけれども、仮にそういった部分が出てきた場合は、そのイベントの内容、確かに調整する可能性はあると思います。ただ、今の状況ではああいった立地の周りを考えると、そういったこととはないと考えております。

（秋谷）ある、ないの議論というのはわからない。さっきのこれから入札があるから幾らになるのかわからないやつ、あれが同じだ。ただ、問題はちゃんと市は意地張れるのかいと言っている。ちゃんとこういう手続を踏んで、こういうイベントを考えた上でつくった公園ですから、ご理解くださいということを生涯永遠にわたって言い続けられるのかどうかというところ、それを確認したい。そうではないと、さっ

き言ったエルミパークのほう、結局もう何も使えないではない。何も使えなくなってしまったのだよ。ここだって結局そういうもので話がまた消えてしまったら、せっかくやっても何にも使えなくなってしまうのだから。一度もう消えてしまったらね。消えてしまったら。ちゃんと皆さんの周辺の方々が全部ご了解を得てこうやってつくったものですよと言ってちゃんとこれを維持する方向をちゃんと手だてを考えてやらなければ、イベント広場なんて言たってイベントができない広場になってしまうのだから、意味がなくなってしまうのだよ。そこをちゃんと意地張れるのかどうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 委員さんの貴重なご意見、ありがとうございます。今後工事はこれから行う中で、当然まだ近隣の方にも今申し上げたとおりどういった公園で工事を行うという説明も行っておりませんので、当然工事を着工するに当たっては近隣の方に説明をしながら、工事着工していく段階でご説明をしながら近隣の方に詰めていきたいというような形で思っております。

(委員長) 暫時休憩といたします。

(休憩 午後2時25分)



(開議 午後2時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部長) イベントの今後の、多分運営の仕方という形になるのかなと思うのですけれども、基本的にやっぱり観光部隊だとか、あるいは公園維持管理部隊という形の中で、正直我々も例えばこういうイベントがありますよ、こういうイベントがありますよというのは今のところお祭りのことしか、2つしかわからない状況です。要はイベントをやりたいという形からの提案があった中で進めていくべくものかな、そういう形の提供の場としてこのイベント広場というものをつくっていくことによって、逆にここをうまく使ってもらえることも考えられるかと思えますし、音がうるさいからという形であれば、では音はちょっと出ないような形の何かイベントあるのであれば、そ

ちらでやってもらおうとかいう形で、ちょっと今後のその運営の仕方のほうにも影響出てくるのかなと思いますので、ここの場でどうなのだということはちょっと難しい面もあったりするので、それは今後の運営形態という形のほうでちょっとご理解をいただければありがたいと思いますけれども。よろしくお願いします。

(委員長) よろしいですか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩といたします。

(休憩 午後2時27分)



(開議 午後2時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(田中) それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、この公園の関係なのですけれども、駅通り地区再開発事業によってこの公園の面積条件が残されてきたのだと思うのですが、この1,822という数字が、さきに、前気になっていたのは、この図面の周りの部分が気になっていたのですけれども、県の県道部分なのですけれども、駅通りと中山道の部分の拡幅がどのようになるのか。ちょっと話が外れてしまって、まずそこからお聞きしたいのですが。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 拡幅の計画でございます。今回再開発事業のエリアとしては、中山道のこの部分と駅通りということで、その部分の公共施設整備ということで県道部分も入っております。その協議の中で、既にもうある中山道と、駅東通線の計画に合わせて今回の再開発をやるところの道路の計画もあわせております。ですから、当初の県のほうの計画に合った形にしているのが実際です。具体的には駅東通線につきましては、反対側の郵便局側はもう既存のラインで、再開発側に約11メートル後退して18メートルにしたという計画が今回の再開発事業と将来計画でございます。中山道につきましては、ちょうどこの駅前交差点から鴻神社の方向に向かいまして、ちょうどこの部分は再開発側のラインはおおよそ今の現道どおり、だんだんと



…この部分につきましては17号側、近江スタンド側がかなり拡幅する計画で始まっております。その計画でいきますと、最終的には鴻神社のところのラインが出ているので、鴻神社に向かって右側が拡幅する部分と左側が拡幅する部分ということで計画がずっと出ていますので、そういった計画が県道の今の計画ということになります。中山道につきましては。

(田中) では、ちょっと確認の意味なのですが、駅通りに関しては再開発部分が下がると、中山道部分については反対側が下がるというふうでよろしいわけですね。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) はい、そのとおりでございます。

(田中) それでは、肝心の公園の部分についてちょっと質問させていただきます。

斬新な設計が組まれていたと思うのですが、この辺の公園の設計に関しての発注の仕方というのは当然入札等によるのだとは思いますが、当然相手側からしてみれば、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、宣伝効果が自分というか、設計者に対しての宣伝効果があると思うので、当然先ほど申し上げましたように斬新なアイデアを出してくるのではないかなというふうに考えるところなのですが、その辺の経過についてお聞きしたいのですが、どのような経過でこのような図面が出てきたのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 昨年度公園の基本設計と詳細設計の業務委託を発注いたしまして、環境・グリーンエンジニアというところが入札の結果とりました。設計をするに当たって、まず設計の基本方針の中の最初に地元ワークショップの提案した提案書を入れて、基本設計のまず設計をして、原案をしていただきました。それをもとに庁内検討、または各調整するところとしまして、基本設計を12月ぐらいに計画しました。その後詳細設計に入りました。

以上です。

(田中) 今お話を聞くと、当然入札をして、ワークショップなりの、または庁舎内の意見を取り入れてもらっての設計だということで、そ

の辺は手順を踏んでいるなどは思うのですが、この公園に関しまして、さっき斬新なという言い方をしたのですけれども、道路とかというのがちょっと、地面が見えないというのは、これはこの条件なりをそういうふうに入れたのか、設計者のほうがそのように酌んできたのかというところについてお聞きしたいのですが。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）主にイベント広場の路面というか、舗装部分の検討につきましては、当初からこちらのほうをイベント時に車両が入ったり、または山車が入ったりということを想定したかたい舗装ということを最初から指示しておりました。以上です。

（田中）現物というか、物が見えないので、どのようなふうになっているかわからないのですが、この平面図だけを見ると、樹木の絵があると思います。その辺に関しましては、当然下のところが道路があるか、低木で覆われているかとかというのがあるかと思うのですが、この点々があるというか、光の入っているLEDの部分に関してはかたい盤だという、ここところがさっきのちょっと疑問な部分なのですが、要するに水の吸収があるのかないのかという、樹木との関係もありますので、その辺についてはどのようなになっているのかを聞きたいのですが。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）平面の広場の部分につきましては、透水性平板ブロックというのを予定していきまして、通常の雨量であればそこで浸透できるというような設計になっています。雨量が多い場合、これにつきましては外周に側溝を設けまして、そちらで処理する、その敷地内で処理するという計画になっております。

（田中）もう一点、ちょっと余計なことかもしれませんが、その左上のほう、隣の駐車場があったと思うのですが、両側にあっているので、ここは当然舗装だったので、水の問題がどうなのかなというのもありまして、今公園のほうは一応周りには、要するに垂れ流しが無いというようなことで理解はしたのですが、この隣のところがありまして、当然これ中山道が多分一番高いと思いますので、これが駅のエルミのほ

うに行ってから西口のほうに流れるのでしたか。

(大間にの声あり)

(田中) 大間ですよね。だから、その辺の水の量の排水の関係については、当然下水道課なりどこかでその計算をしていると思うのですが、その辺についてはどのようなになっているのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 当然原則は敷地内で処理するというのが原則になっていると思います。公園のほうも一応そういった計画ではあります。ただ、当然隣のマンションの敷地内も原則敷地内で処理して、あとはU字溝を周りに伏せています。そちらで通常は浸透で終わらせるのですけれども、オーバーフロー分は接道している部分は、道路の側溝に接道している部分はあると思います。

(田中) ちょっと確認したいのですが、今たしかエルミのところの調整池っぽいのがどこかなかったでしたっけね、周りなり。その辺は今そのまま流すだけになっているのですか。

(エルミもいっとき貯留の声あり)

(田中) その辺ちょっと確認をしたいのですが。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時00分)



(開議 午後3時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 当初から申し上げたとおり、敷地内の雨水処理は原則敷地内で処理するという考え方でございます。ただ、貯留施設につきまして、実際駅通り地区の再開発事業の施設建築物のほうの敷地内にはございません。

以上です。

(阿部) 今さっき下へ行ったら中島さんと会ってしまったのだ。だから、中島さんの顔見るといっときを思い出してしまうので。前回の中島さんの答弁は、一時避難所のことは一時避難所というふうに読むのだというふうに言っておられた。今まで我々は一時避難所という認識し

かなかったのです。いっときという呼び方をする場合のみたしか集  
合場所になるのかなと。<sup>いっとき</sup>一時集合場所になるのかなというふうに思うの  
だけども、その辺についてはどうなのだろう。そして、市内全部今  
度は看板をかえるとか、書きかえるとかと言っていたのだけども、  
それについてはどうなのだろう。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 先日の議会終了後、うちのほう  
の資料が間違っておりまして、今回配付されました、<sup>いっとき</sup>一時集合場所と  
いうことで訂正しております。本議会のほうの対応はまた今度の議会  
のときにするということなのですけれども、今回委員会に当たりまし  
て、この訂正ということ資料を配付させていただきまして、<sup>いっとき</sup>一時集  
合場所というのが鴻巣市地域防災計画では正式な名称、種別でござい  
ます。避難場所ということ資料を明記してしまっ、前は<sup>いっとき</sup>一時避  
難場所という議論で<sup>いちじ</sup>いっときなのか、<sup>いっとき</sup>一時なのかという話で、<sup>いっとき</sup>一時避  
難場所という用語はございませんという訂正をまずさせていただきま  
して、看板につきましては担当課のほうに確認したところ、<sup>いっとき</sup>一時集  
合場所の表示をしてあるところは<sup>いっとき</sup>いっときという振り仮名を振っている  
という状況だということ確認しました。

以上です。

(阿部) <sup>いっとき</sup>一時集合場所と単に表示した場合、お祭りのイベントか何か  
やっているとき、<sup>いっとき</sup>一時集合場所、ああ、ここへ集合すればいいイベン  
トが見れるのだ、この場合は前段に災害時<sup>いっとき</sup>一時集合場所とかなんとか  
という名称をつけないと、単なる<sup>いっとき</sup>一時集合場所では何の<sup>いっとき</sup>一時集合場所  
だかわからないのではないのかなと思うのだよね。

(ちょっと暫時休憩させていただいてい  
いですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時 0 5 分)

---

(開議 午後 3 時 0 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) 俺が言うべと思ったことをみんな言われてしまった。それはそれで、きちっと対応してくれればいいかなというふうに思います。そして、先ほど来防災機能を兼ねたという答弁がありました。この防災機能の最たるものは、要するにこの広場だというふうなお答えだったと思う。たしか広場であっても、防災のマニュアルには高い建物を避けるというような文面があったかと私は思った。巨大地震が来たとき、そばに高層建物あるわけだよ。すぐそばの広場を結局一時集合場所にするわけだろう。これは、決して防災にかなった話ではないなというふうに私は思ったのだけれども、調べてみてもらっていいと思うのだけれども、たしかそういう災害時高い建物を避けるというような一文が載っていたような気がする。確かにそれは耐震性能をクリアしているのだからけれども、それを上回る地震が来たときにどうかなと。これは絶対ないとは言いきれないわけで。だから、この広場が防災機能を兼ねているのだということは当てはまらないのではないかなというふうに思うのだけれども、見解をどうぞ。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 高層建物を避けるというところにつきましては、ちょっと担当のほう確認しないと、その文言が防災関係に出てくるかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、高層の近くの避難場所という件につきましては、この再開発事業というのは当然防災という趣旨でも入っております。当然そういった防火建築物ということで、最新のそういった基準を満たした建物で建っている中で、それも今仮に高層の建物の近くにそういった避難場所というのが制限されているものに該当するかどうかあわせて、直近のそういった建物であっても含めてちょっと確認させていただければと思います。

(阿部) では、後で答弁ということだよな。回答か。わかりました。だから、そうした場合、この広場だけが結局防災機能を兼ね備えたというふうに我々は捉えていいということだよな。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 現在の計画ではそういうことで

ございます。

(阿部) そして、こうやって今図面が出てきたのだけれども、その中でやはりいつも新聞やテレビで出てくる、いわゆる周りから見えない死角、死角というのはないのかな。というのは、変なやからがいて、結局変なことするやつがいるわけだ。そういった人たちにそういう行為をさせるような死角はこの中にないのかどうか。そういうものが潜んでいるとしたら、やっぱり問題があるというふうに言わざるを得ない。これはトイレの中というのはいしよがないよ。しかし、それ以外で。また、トイレに連れ込みやすい状況もやっぱりつくってはならない。そういった意味を含めての死角だ。どうぞ。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 最初この公園の植栽計画の中で、なるべく周りから見えるような計画で、特にメインエントランス側は計画しております。確かにトイレの中というのはいしよとあれなのですけれども、トイレの前にはデッキ、憩いの森の部分で休憩場所を設けております。ですから、休憩される方がトイレの近いところに……

(阿部) そこに人がいるとは限らないよ。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) なるべくならですね。ただ、外からなるべく見えるような公園という植栽計画を設けていますので、地理的に駅通りと中山道を基軸した立地条件という中で、人通りが特に昼間とか夜間もある程度の時間まではあるという中で、そういったところについては大丈夫だという認識でいます。

(阿部) 最後のとこ聞けなかった。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) そういう認識でおります。

(阿部) わかりました。くれぐれもそういうことのないように祈るがために今質問しているわけだから。

では次に、この照明なのだけれども、120個つけるというのだ。この照明というのは、結局今現在どこをモデルにして、そういう形の照明にしようということになっているのだろう。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 埋め込み式LED照明につきましては、ちょっと公園名等は具体的には確認していないのですけれど

も、イメージということで設計のほうからは、設計の段階では資料を確認しております。

（阿部）イメージというのは、これは仮想の問題だよ。だから、結局どこかそういうところをその目で見ると必要があると思うんだよ。それを見てやはりこれがいいのか、あるいはほかのものにすべきなのか、その辺を判断するのが我々はいいのかなというふうに思うのだけれども、具体的にそういったものを見ていないのだろう。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）写真等では確認しているのですがけれども、実際この公園に行ってはおりません。

（阿部）1回行ってきたほうがいいよ。写真ではわからない部分、また使い勝手がわからないだろうと思う。ただその上にシートを引いて人が集まってイベントでもやった分にはシートで消されてしまうから、明かりは。しかしながら、ほかから幾つか照明が来るのだとかと言っているけれども、それでは間に合わないから、この下からの照明を使うわけだろう。だから、そう考えるとイベントで下にそれこそシートか何か引いて座り込んでイベントを見ている人たちには結局光が少な過ぎるのではないかなと、明かりが、というふうに思うのだけれども。それと、イメージがよくなるのかい、これやると。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）イベント時のその下を隠すとかというところにつきましては、イベントを企画した者とそういったもので照明が夜イベントするときには落ちるということであれば、別の照明等の代替を多分イベントの主催者のほうに申し入れると思います。もう一つの……もう一つあれでしたっけ。

（阿部）イメージ。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）イメージですか。イメージは、当然景観も目的の一つとして入っておりますので、イメージは大分アップすると思います。

以上です。

（阿部）要するにイメージが大分アップするというような、目で見える数字か何かあるのかい。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 景観の感覚ということで、数字ではなかなかあわせないと思うのですけれども、夜間こういった照明がついている広場があるということに対しては、イメージアップになるという考えでございます。

(阿部) 下に埋め込みだと、どのぐらいのガラスの厚さがあるのだい。ガラスではなくてアクリルか何か使うのかな。ただ、アクリルだと傷がついてしまうのだよ。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) ちょっと確認…… 4センチぐらいという枠はあるのですけれども、ガラスの厚みが出ていませんので、ちょっとガラス……

(阿部) 40センチ。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) いや、4センチ。4センチの枠の高さが出ている、40ミリですか、ということなのですけれども、ガラスのちょっと、それ以下だと思えるのですけれども、その厚みについてその枠の中に入りますので、ちょっと確認しないと今のところはわかりません。

(阿部) 例えばこれ人が歩いたり、あるいはトラックがイベントの際は入ったりする、恐らくそういうことをしない場所に限って使っているのではないの、こういう照明というのは。ガラスだと割れるのだよ、必ず。荷重がかかると。アクリルにすると、表面傷だらけになってしまうのだよ。そうすると、これは考えるに恐らくそういうことのない場所でそういう照明というのは使われているのではないのかなという気がするのだけれども、参考までに写真があるとかと言ったけれども、それはどこのどういう写真なのだい。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) ちょっと公園名は先ほど申し上げたようにわかりませんが、公園の広場の写真となって、通常はやはり歩行するような場所ですけれども、今回の設計も当然広場につきましてはもともと車が入ったり、山車が入って耐えられるような舗装構造ということで考えておりますので、そこに埋め込み式のLEDライトを入れるわけですから、その荷重等については大丈夫な製



品だというふうに考えております。

(阿部) 考えているではだめなのだよ。完全に耐えられる数値になっていますというふうに答えなくては不安でしょうがない。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 手元に資料がございませんので、確認いたします。

(阿部) 公園の面積は、ここに数字が出ているのだけれども、これ答弁で読んでもらいたい。公園の面積。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 今回駅通り地区街区公園整備工事の敷地面積は、1822.92平方メートルでございます。

(阿部) 実はここに登記簿があるのだけれども、この登記簿を見ると若干差異があるのかというふうに思う。そして、このたしか地面の値段は1平米当たり12万9,000円と言ったかな、たしか。そこで、この登記簿を見ると、最後の小数点以下2つがないのだけれども、登記簿は1,822平米となっている。何点幾つということを入る部分もあるのだけれども、そこに0.92平米が記載されていない。この差異についてお尋ねしたい。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) この登記につきましては、再開発事業の90条登記ということで、再開発法の90条にのっとった登記ということで登記をいたしました。その根拠となる測量の段階では、0.92まで測量ですので、出ております。登記の仕方につきましては、コンマ、小数点以下の登記についてする、しないという、ちょっと登記法の関係だと思っておりますけれども、0.92を省いた登記となっているということになると思っておりますけれども。

(阿部) どこの登記簿を見ても、小数点以下も2桁大概出ていますよ。小数点以下2桁ある分についてはね。この0.92という面積は、金額にして約12万円違ってくるのだよ。そして、この0.92がこの登記簿にないのは何でかと聞いているのだから、その辺のことをしっかり答弁してもらいたい。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) ちょっと休憩。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時25分)

---

(開議 午後3時43分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 先ほどの登記面積の端数処理の関係でございます。調べましたところ、不動産登記法施行規則100条に、地積は水平投影面積により平方メートルを単位として定め、一方1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てるという条文がございまして、小数点以下を切り捨てた登記ということになると。

(阿部) 小数点以下100分の1と言ったよね。ということは、第2位までは生きているということだよ。平方メートルの小数点以下100分の1というのは、0.00、その下だよ、切り捨てるのは。小数点第2位までは生きているということだよ。

(済みません、ちょっと休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時45分)

---

(開議 午後3時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 今読み上げました100条につきまして、括弧書きを読み上げておりませんでした。括弧書きの中に、宅地及び鉱泉地以外の土地で10平方メートルを超えるものについては1平方メートルと記載するという括弧書きがございまして、この部分を読み上げなかったため、誤解を招いてしまいました。済みませんでした。

(阿部) それでいいのだ。わかりました。では、それ私に下さい、資料で。

(後での声あり)

(阿部) うん、後でもいいよ。

では、以上。

(川崎) それでは、ちょっと先ほど休憩中に写真を見せていただきましたけれども、この埋め込み式のライトにつきましてなのですけれども、これについてはワークショップで出た意見だったのでしょうか。それについて伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 景観につきましては出ましたけれども、具体的なこういった埋め込み式ライトということではございませんでした。

(川崎) 景観については、景観について配慮をしてもらいたいというワークショップでの意見があったというふうには受けとめましたけれども、それではどの部署というか、どこでこの埋め込み式のライトの導入を決めたのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) やはり照明を公園内に今現在2基を設けております。2基の照明の当たる範囲は当然宮本通線側と駅通り側の入り口付近から平面を照らすような範囲となっております。もう一基は、宮本通線側から入る斜路……

(スロープのところに声あり)

(都市建設部参事兼市街地整備課長) そうです。スロープ等の入り口を照らすような形となっております。当然トイレ付近はトイレの。平面の部分がどうしても駅前ということで当然道路照明等も中山道、宮本通線、駅東通線、歩道につくのですけれども、ただ平面の部分を補うということで内部、どこの課というわけではないのですけれども、判断しました。

(川崎) この照明、当然照明ですので、夜間になってつくのだと思うのですけれども、自動式でつくのか、どのようにするのですか、これは。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 一個一個が太陽光照明の蓄電池、あとタイマー等で夜間つくような形になって、恐らく太陽光で1日分の蓄電をすると1晩もつ設計にはなっているのですけれども、大体朝というか、ある程度の時間でなくなるというような形になると。だから、つく時間はセットするのですけれども、恐らく消えるのはもう自

動的に消えてしまうというようなシステムになっております。

(川崎) それでは、イベントということに関連して伺います。

公園の使用許可を必要とする公園について列挙していただけますか。

(都市計画課長) 当然のことながら、公園内、いわゆる使用の許可の場合については、お祭りとかイベントとかというのが必要になります。

(川崎) それ以外はどのようなのですか。お祭り、イベント。

(都市計画課長) 実際のところ、いわゆる営利目的とか、そういうものについてのものは許可をおろすことはできないのですが、お祭りであるとか、あとは町内会で例えば防災訓練をするとか、そういう公共的に利用するものであればいわゆる公園内許可申請を出していただいて、許可をおろすようにしております。

(川崎) チラシを配ったりするような方たちもいるかと思うのですけれども、そういうのはどのようなのですか。要するに道路ではないので、その公園の、そういう意味での道路とは違う公園を使用する許可、許可を必要とする行為というのは幾つかあるのだと思うのです。政治的な活動も含めてなのですか。そうしたことについてお伺いをしています。

(暫時休憩での声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 5 2 分)

————— ◇ —————

(開議 午後 3 時 5 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) 先ほど宣伝とかビラとか、あとのぼりを立てたものについては、こっちについてはご遠慮はしていただいております。あと、当然のことながら、張り紙をするとか、そういうものについてはご遠慮していただいております。先ほどもお祭りというのも当然……

(何事か声あり)

(都市計画課長) は、禁止をしております。

(何事か声あり)

(都市計画課長) お祭りといいましても、個人の方が要は個人的に営利の目的ではなくて、いわゆる町内会であるとか、あとは商工会であるとか、そういうご利用の方については許可を出してはいますけれども、いわゆる金額として使用料というのはいただいております。

(いただいているんだの声あり)

(都市計画課長) はい。花火とか出店とか出た場合は、面積に応じていただいております。

(休憩でいいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 5 4 分)



(開議 午後 3 時 5 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) だから、この場所に露天商が入って、ショバ代さえ払えば営利目的の商売やっていいのか、あるいは商工会であるとかという機関の名をかりて個人で営利目的の商売していいのか、その辺について答弁願いたい。

(都市計画課長) 商工会さんでよく夏祭りであるとか花火の大会とか、糠田グラウンドとか、そういうところはお貸しはしております。鴻巣で行うさくらまつりとかについても、いわゆるあそこは借地公園なので、鴻巣公園なので、勝願寺さんのほうに許可を一応いただくようになっていますが、さくらまつりとか、そういう市を挙げてとか、商工会を挙げてのイベントではお貸ししますけれども、個人的に商工会さんの名をかりてという今お話ありましたけれども、それについてはお断りするような形にしております。

(芝罘) 先ほど公園のところ見させていただいて、いよいよ工事のほうも最終段階に入っていくのかなと思いましたがけれども、道路の仮設フェンスが外されてからずっと気になっていたのですけれども、あの道路際のところに白い箱、物置のようなものがずっと置いてあるのですけれども、あれは工事の物置なのか、また私はキュービクルに見え

るのですけれども、あれは何の箱なのかをまずご確認させてください。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）あれはキュービクルの箱でございます。

（芝罘）キュービクルとなると、多分予想されるのがドーナツ屋さんの建物のものかなと思われるのですけれども、いまだにあの解体時のものがあそこに置いてある理由、これから処分しなければあそこ道路当然きれいにならないのですけれども、いまだに片づけない理由をちょっとお聞かせください。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）あそのこの角の建物の残置物ということで再三、片づけるのはその所有者ということになっていますので、お願いというか、片づけるように申しを再開発組合のほうで行っています。ただ、いまだにまだ片づける状況に至っていないので、今後道路、公園ができる、工事が入れる、支障ないような形で撤去していただくという形になると思います。

（芝罘）まず、PCBが入っているからなかなか金額かかるので、片づけづらいのかなと思うところなのですけれども、そのまんま持ち主が片づけない、片づけに応じなかった場合、その処分費は、これからどうあれを処理するのか。応じなかった場合に。応じるとも言っているのでしょうか。そこも含めて。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）再開発組合のほうで交渉というか、指導している部分なのですけれども、聞くところによると、処分をするという返事を最近いただいたということは確認しました。

（都市計画課長）済みません、先ほどのちょっと一部補足をちょっとさせていただきたいのですけれども、よろしいですか。

（俺の声あり）

（都市計画課長）ではなくて、先ほどの公園内行為の利用の関係で、済みません。ちょっと自分、済みません。自由通路とか、そことちょっと勘違いした部分もありまして、ちょっと明確な答えができなかったので、申しわけないのでけれども、一応都市公園条例というのが当然ございまして、その中では業として写真とか映画とかのもの、あと

は博覧会とか展示物については、許可を得ていただいて、それなりの1日幾らとか時間をいただいた上で許可をしております。これは、営利的な目的とか、ちょっと公衆上よくないとか、そういう除いた、加味した上で許可を出しております。これが公園内の許可行為でありまして、公園内の禁止行為というのもございます。先ほど張り紙とか、こちらのほうについては張り紙をしたり、広告をするということは公園内では禁止行為になってございますので、こちらのほうは、先ほどちょっと修正はしましたけれども、あとつくり木を伐採したりとか、あと当然のことながら鳥とか、そういうものについてとか捕獲したりとかというのは、これはちょっと公園の中では当然禁止事項になっていますが、先ほどのお店とか、こっちのほうについては公共性を欠かない限りについては許可をおろして使用料をいただいているというのが現状です。済みません。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第49号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。  
なお、会議録の調製につきましては、委員長に一任願います。  
これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(閉会 午後 4 時 0 1 分)



